

農委広報

やまのべ

第30号

2026(令和8)年
1月15日

- P2 年頭のごあいさつ
町長へ意見書提出
- P3 作況雑感2025農地パトロール
農業委員会研修
- P4 地域計画
- P5 推進委員活動(山辺地区)
- P6 地域おこし協力隊紹介
- P7 農業委員会大会
耕作放棄予防及び解消対策推進事業
- P8 農業者年金制度／農地の転用
農地中間管理機構／編集後記

作谷沢 親子で参加！収穫体験

年頭のごあいさつ

山辺町農業委員会会長

鈴木 正志



あけまして
おめでとうご
ざいます。町
民の皆さまに
は、日頃より

山辺町農業委員会の活動に温かい
ご理解とご協力を賜り、心より御
礼申し上げます。新たな一年を迎
えるにあたり、委員会を代表して
ご挨拶申し上げます。

振り返れば、昨年は天候の変動
や資材価格の高騰など、農業に
とって厳しい局面が多い年でもあ
りました。一方で、地域の皆さま
の努力と工夫、担い手の皆さんの
前向きな取り組みによって、各地
区で農地の維持や営農継続のため
の活動が着実に進み、農業委員会
としても多くの相談や申請に向き
合いながら、地域農業を支える役
割を果たすことができました。

現在、町では「地域計画」の実
効性を高めるための取り組みが進
んでおります。これまでの議論を
もとに、守るべき農地の明確化や
将来の営農の方向性を共有してま
いりましたが、今後は、より実態
に即した計画となるよう、地域か
らの意見を丁寧に向いながら、計
画内容のブラッシュアップを図っ
ていくことが重要です。農業委員
会としても、現場の状況を把握し
たうえでの助言や、担い手への
マッチング支援、農地の集積・集
約に向けた調整など、地域計画の
実効性向上に積極的に貢献してま
います。

本年も、町民の皆さまと共に、
山辺町の豊かな農地と農業を次
世代へ確実につなぐため、一層努
力してまいります。どうぞ変わら
ぬご支援を賜りますようお願い
申し上げます、新年のご挨拶いたし
ます。

町長へ意見書提出

農地利用の最適化の適正な執行
や、農業を取り巻く課題の解決に
向け、昨年10月24日に町長へ意見
書を提出しました。

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 令和7年3月に策定された地域
計画に基づき、各地区における
計画実現に向けた取り組みにつ
いて、必要な協力や支援を行う
こと。

(2) 担い手への農地集積・集約と
もに耕作放棄地の発生を予防す
る取組を行うこと。

2. 魅力ある山辺町農業の創出について

(1) 農業所得の確保につながる取組
として、町特産の果物や米、花
き等の農産物のPRを積極的に
行うこと。

(2) 作柄についての正確な情報が消
費者や生産者、農業関係者に届
くよう、県に要望すること。

3. 有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化について

(1) ハクビシン等の小動物による果
樹への被害に対し、捕獲などの
対策への支援を検討すること。

(2) 有害鳥獣被害対策についての必
要な予算措置を引き続き講じる
こと。

(3) 多発するクマによる農作物への
被害や人的被害に対し、対策を
至急講じること。

4. 意欲ある担い手や新規就農者への支援の充実強化について

(1) 町の農業情勢、農業者のニーズ
に合った柔軟な支援を行うこと。
(2) 中小規模の農業者が活用できる
支援制度の新設を行うこと。

5. 米政策の見直しについて

(1) 山辺町のブランド「舞米豚」存
続のため、飼料用米作付者への
メリットを検討すること。
(2) 水田活用直接支払交付金の現行
単価維持等、持続可能な農業経
営のための施策の充実と強化を
図ること。

(3) 畑地化の支援や、町の実情を踏
まえた農地の保全を図る施策に
ついて、国に要望すること。

6. 耕作放棄地解消について

(1) 耕作放棄地解消に係る補助金の
引き続きの予算確保とともに、
取り組みを強化すること。
(2) 相続放棄された農地が耕作放棄
地とならないよう、対応策を検
討すること。



今年度も8月の酷暑の中、農地パトロールを実施しました。何年もパトロールに従事する中で、増え続ける不耕作地に愕然としています。農地所有者が耕作していただければ最良であります。実情はそうもいかず、担い手不足から田畑を借りてもらおうのも難しくなってきました。特に畑、樹園地では借り手を探すのは、至難の業です。

近頃は相続により町外・県外の方が所有者となるケースもかなり増えており、耕作・管理とも難しい状況にある土地が増えてきています。自身が農業に携わっていないと所有する農地がどこにあるのか、今どの様になっているのかが分からないという方が多いのではないのかと思われま

す。耕作のための農道が分からなくなった農地や周辺も含め遊休農地になった農地は、順次農地除外を検討しなければならぬと思いますが、まずは所有者の責任で農地の管理をお願いしなければなりません。

また、優良農地を減らさないよう維持していくことに農業委員会として努力しなければならぬのですが、農業人口が減っている中では、大変困難な状況と言えます。

山辺町の四季を感じながら、今見える風景がこれから先も変わらずに観られるよう願わずにいられません。そして小中学生が、大人になっても誇りにできる山辺町の風景を守っていければと思います。
(広報編集委員 小関 健登)



農業委員会では、昨年8月に自主自立の「田園理想郷」を目指して様々な取り組みを行っている群馬県川場村へ研修視察に行っていました。視察を通して、当町の農業と地域活性化に役立つ貴重な学びを得ることができました。

川場村の最大の成功要因は、「道の駅川場田園プラザ」を中心とした村づくりの徹底です。私たちが強く感銘を受けたのは、農産物に付加価値をつけ、その利益を村に還元するという明確な仕掛けです。川場村では主として2つの取組を行ってありました。

1つ目は、農産物の高付加価値化です。地元産の高品質な農産物、特にブランド米である「雪ほたか」を村内の施設で加工し、ブランドイメージを統一して販売しております。これにより、単なる原材料として販売する以上の収益を生み出していました。

2つ目は、農業と観光の連携です。「道の駅川場田園プラザ」は、年間200万人が訪れる一大観光地となっており、これにより農産物や加工品の販売が促進され、農業以

外の収入源も確保されてきました。この視察から、当町においても、既存の農産物の「ブランド化」と地域資源を最大限に活用した「加工・販売戦略」こそが農業所得の向上と活力ある地域社会の維持に不可欠であると再認識いたしました。

今回の学びを活かし、山辺町の特色を活かした持続可能な農業振興と豊かな地域作りを進めていきたいと考えております。ご理解ご協力をよろしく申し上げます。
(広報編集委員 相澤 富一)



将来の農業のための 「地域計画」を策定しました

令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、令和7年3月に山辺町でも「地域計画」を策定しました。



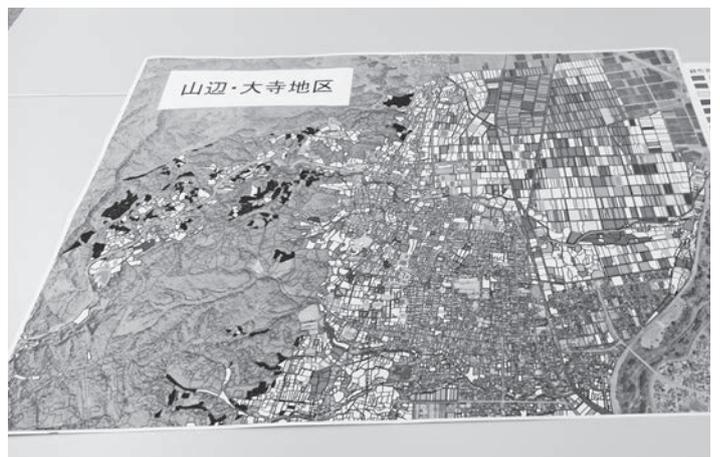
将来も継続させていくために、地域で話し合いを行い、農地を利用しやすいよう次世代へ引き継いでいくことを目的に策定されたものです。

山辺町でも、「地域計画」の策定のため、町内を4つの区域（山辺・大寺地区、中地区、作谷沢地区、相模地区）に分け、農家や農地所有者、農業関係者の方々と話し合いを行いました。出席者全員で地図を見ながら、農地の担い手の確認や、農地の今後についての検討等、時に笑い声上がる和やかな雰囲気の中、町の農業の将来について真剣に語り合いました。多くの皆さまのご協力を得て策定した「地域計画」は、一度作ったらこれで完成というものではありません。継続的に、また状況に



合わせ柔軟に見直す必要があることから、「地域計画」の完成度を高めていくブラッシュアップが求められます。

全国的に農業を取り巻く環境は厳しく、担い手の高齢化や後継者の不在、資機材の価格高騰、有害鳥獣による被害等、様々な課題が立ちほだかっています。山辺町にはサクランボをはじめ米やリンゴ、ラ・フランス、花き等、全国的にも高品質な、多くの誇れる農作物



があります。山辺町の農業を守っていくために、更には将来の担い手のために、課題の解決は待ったなしの状況です。これからの話し合いを通して、「地域計画」をブラッシュアップしていくとともに、町の農業の将来を皆さまと一緒に考えてまいりたいと思います。

山辺町の誇りである農業の将来が明るいものとなるよう、皆様のご協力をよろしくお願ひします。

推進委員活動 (山辺地区)

我が家は代々百姓であった。私
が会社勤めをすることによって兼
業農家になった。そして父の高齡
により稲作を委託し、今に至って
いる。

私が住む三河尻は、戸数が約30
で、父の時代はほとんどが専業農
家で余すところなく田畑を耕し、
作物を作っていた。それが今では、
稲作をしているのはわずか3戸、
畑作物を売って収入を得ているの
は数戸だけである。しかも高齡化
が進んでおり、さらに減少するで



あろう。かつて各家で作られてい
た大部分の田は集約化され、法人
化された受け手によって、継続し
て稲作が行われているが、反面、
畑は管理地が増え、一部が耕作放
棄地となった。4年前には新規就
農者が管理地の畑を作ることがあ
り、三河尻初の出来事で大いに期
待をしたが、1年で終わってしま
い、大変残念な思いであった。

昨年、地域計画の策定にあたり
10年後に目指す山辺町の農地利用
を示した目標地図が作成された。
山辺・大寺地区は農用地413haのう
ち耕作者未定の農地は57%を占め
る。相模地区では28%、作谷沢地
区では72%、中地区では66%であ
る。全国平均は30%である。相模
地区を除いて実に全国平均の2倍
ほどになっている。耕作者未定の
農地への対策が農業委員会だけで
なく都道府県及び関係機関を含め
て進めることが検討されている。

令和の米騒動ともいわれる大変
な時代ではあるが、山辺町の農地
や農業を残すために微力ながら尽
力したいと思う。

(農地利用最適化推進委員 高内 光義)

令和5年4月に農地利用最適化
推進委員となりもうじき3年が経
過します。この3年の間にも農業
の取り巻く情勢は大きく変化して
います。

私は米、サクランボ、リンゴを
生産しています。以前はリンゴ農
家の先輩方も多くおりましたが、
年を経るごとに重量物の収穫が大
変になり、高齡により離農をし、
後継者がおらず木を倒すという流
れが出来上がりがつあります。

担い手不足が顕著になる中で山
形県では新規就農者が400名を超え
たというニュースも流れています。
しかしながら、山辺ではそれほど
多くないのが現状です。

周囲の農家は子どもに農業をさ
せないという方も多く、自然を相
手にした仕事の大変さ、難しさを
知っているからこそ、そう感じて
いるのでしょう。市場任せでは収
入が不安定であり、安定化するよ
うな施策があれば経営を継承して
良いと思える農業に変わってくる
のでは、と考えます。

昨年は地域計画の策定に関わり、
水田に比べて畑・樹園地の集約が
難しいことを改めて感じました。



山辺の若い担い手の中には果樹農
家もありますが、田畑に比べ果樹
の作業は機械化が難しく、経営地
の拡大は容易ではありません。ま
た稲作をするにも機械購入のハー
ドルが高く、補助制度を活用しな
いと設備投資もままならないのが
現状です。

農業者が安心して就農できるよ
うな環境が求められます。子ども
たちに農業をさせたいと思えるよ
うな制度設計をし、国としての農
業施策を進めていただきたいです。

(農地利用最適化推進委員 渡邊 進)

農業委員会大会

昨年11月5日、やまぎん県民ホールを会場に、令和7年度山形県農業委員会大会が開催されました。

各市町村より多数の農業委員、農地利用最適化推進委員が一堂に会し、山形県副知事をはじめとする来賓の出席のもと、農業委員会憲章の唱和、永年の農業委員会活動に対する表彰、鈴木憲和農林水産大臣をはじめとする国会議員からの祝辞と続きました。

その後、一般社団法人全国農業会議所植田事務局長より、「最近の農業情勢と地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた委員会活動」と題した基調講演がありました。2020年から2030年までの10年間で全国の農業経営体は半減するという推計もあり、地域計画のブラッシュアップを行いながら農地を担

いに引き継いでいくことの重要性を再認識しました。

活動事例報告では、飯豊町農業委員会の安部数幸会長より、地域の農地を一括で管理する「地域まるっと中間管理方式」の導入のため立ち上げた、「一般社団法人ふあーむなかつがわ」の取り組みについて紹介がありました。

就農体験や農産物のオーナー制なども行い、地域のブランドの確立にも取り組まれており、大変参考になりました。

農業を取り巻く環境は目まぐるしい変化を見せています。その中で耕作放棄地増加への対策や担い手の確保は急務です。農業委員会組織が団結して山積する課題に取り組むための意識を確認できた大会でありました。

(広報編集委員 村山 俊雄)

活用してください！「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」

山辺町では、農業の担い手への農地集積や新規就農者の確保を図るため、耕作放棄地の発生防止及び解消に対する「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」を行っています。内容は以下のとおりです。

対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意欲ある担い手に農地を集積し耕作放棄の発生予防を図るため、樹園地の樹木を伐採し、畑に耕作転換等を実施する事業。 2. 山辺町農業委員会が耕作放棄地であると判定した農地について、耕作のために抜根・整地等を実施する事業。
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画において、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の期間を設定した者。 2. 農地法第3条の規定に基づき、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の権利を設定し、その許可を受けた者。
補助金額	対象事業に要した額、又は、対象となる農地の面積に10アール当たり80,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※大規模な事業を計画する場合は、国の補助事業に該当する可能性がありますので、農業委員会事務局へご相談ください。

◆お問い合わせは、農業委員会事務局 (☎667-1114)までお願いいたします。

農業経営と暮らしに役立つ情報
が載っています。

○発行日 毎週金曜日
○購読料 1ヶ月 700円
*申込みは農業委員会へ



全国農業新聞

農業者年金

に加入しませんか

農業者の方なら広く加入できます。

年金の特徴

- ①少子高齢化時代に強い年金。
- ②保険料の額は自分で決められます。
- ③終身年金で80歳までの保証付き。
- ④公的年金ならではの税制上の優遇措置。
- ⑤条件を満たす方には、保険料の国庫補助。

詳細については、JAまたは農業委員会へお問い合わせください。



農地の転用には 許可が必要です

(市街化区域内農地は届出が必要です)
(農地法第4条・5条)

- **農地の転用とは、農地を住宅や道路、工場、山林、資材置場、駐車場等、農地以外のものにする事です。**
*無断転用は法律違反になります。
- **農地に砂利を入れる、敷く等の行為は、違反転用に該当する場合があります。**
- **転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。**
*優良農地（農用区域内）は原則転用できません。
申請前に産業課農村整備係で確認してください。

令和7年から農地中間管理事業の利用には 『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業を将来に向けて持続的、安定的にご利用いただくよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■対象 令和6年10月公告以降に契約なるものから順次

■手数料の額 年間賃料に0.75%を掛けた額
(年間賃料が一万円の場合の手数料は75円)

■納付の方法 毎年の賃料支払・納入時

※詳しくは、当センターのホームページまたは公益財団法人やまがた農業支援センターまでお問い合わせください。

編集後記

本号では、地域農業の現状や各種取り組みについてお伝えしました。農業の現状は厳しく、気候変動や担い手不足などの課題も多い一方ですが、農家の皆さまの工夫や挑戦により、スマート農業技術導入による生産力アップや、米や果物のブランド力を活かした収益強化、農地集約による効率経営を行い、確かな前進も感じられます。

農業委員会として地域の農地を守り、活かし、次世代へつなぐための役割をより一層果たしてまいります。今後とも、皆さまのご意見、ご協力をよろしくお願いいたします。

(広報編集委員長 佐藤るみ子)

編集委員

佐藤るみ子	佐藤俊雄	村山正志	鈴木富一	相澤敏子	垂石敏子	小田健一	刃田信克	佐藤政克
-------	------	------	------	------	------	------	------	------